

# 厚木市企業等の立地促進等に関する条例等の一部改正の骨子 に対するパブリックコメントの実施結果について

## 1 意見募集期間

令和7年9月1日（月曜日）から令和7年10月1日（水曜日）まで

## 2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 3人
- (2) 意見の件数 3件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

## 3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
<b>1 条例の運用について</b>			
1	用途地域に区分されているとは思いますが環境を守って頂きたい。 反対案件のない事を望みます。	条例の運用に当たっては、企業等が行う立地や設備投資が、都市計画法や厚木市住みよいまちづくり条例などの関係法令に適合していることも確認しています。	—
2	昨今、大企業撤退が決まる等企業活動は永遠とは限りません。 もし、その様な場合、投資した市財源の回収は考え無いのですか。	条例では、奨励措置の適用を決定した企業等による事業継続を担保するため、決定の取消し及び奨励金の返還に係る規定を設けています。 立地又は設備投資の日から10年以内に事業を廃止した場合には、当該規定に基づき決定を取り消し、既に交付した奨励金の一部の返還を求めていきます。 これにより、投資財源の適正な回収と、制度の公平性を確保しています。	—

## 2 その他

3	<p>私は平塚のスタジアムであるように競技場の整備を進めてほしいと思います。野球、サッカーが平塚にあるのであれば、バスケットボールやバレーボールなど屋内のスポーツもたくさんプロチームがあります。地球温暖化の影響もあり、アリーナの建設、プロチームの誘致により、地元企業の活性化、スポンサー企業の移転などメリットはあるのではないかでしょうか。勿論、はやぶさイレブンを盛り上げる為にサッカー場でも構いません。厚木市は新しい街ですが、だからこそアイデンティティの確立のために頑張って欲しいと思います。</p>	<p>アリーナの建設やプロスポーツのチームの誘致は、条例に規定する奨励措置の対象ではありませんが、市では、「スポーツをする人、みる人、支える人、みんなが楽しめる環境づくり～スポーツの聖地を目指して」を基本理念とする「スポーツの聖地づくり基本構想」を令和6年度に策定しました。多様化するスポーツ環境を踏まえ、本市が「スポーツの聖地」として、全国から憧れを抱かれる将来像の実現に向け、新規施設の整備を含めた環境づくりを推進しています。</p>	—
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

## 4 お問合せ先

- (1) 担当課名 産業振興課
- (2) 連絡先 046-225-2831

## 5 結果公開日

令和7年11月14日 公開

## **厚木市企業等の立地促進等に関する条例及び同条例施行規則の 一部改正の骨子**

### **1 厚木市企業等の立地促進等に関する条例とは**

厚木市内への企業の立地促進や市内企業が行う工場増設などの再投資による市内での事業の継続を図り、雇用機会の拡大及び産業の活性化を促進するため、企業立地等に係る立地奨励金の交付や固定資産税等の課税免除・不均一課税について定めた条例です。

### **2 条例改正の趣旨**

厚木市企業等の立地促進等に関する条例は平成 21 年 4 月 1 日の制定以来、地域経済の発展やまちづくりの基盤をつくる上で大きな役割を果たしてきました。

時代に即した支援内容とするためにこれまで 3 度にわたる改正を行いましたが、現行の条例が令和 8 年 3 月 31 日に適用期限を迎えます。

国内企業は現在、エネルギー・資源価格の高騰、度重なる賃上げの要請、慢性的な人材不足、消費の低迷など、様々な課題を抱えており、生産性を高めるための取組が不可欠となってきます。

こうした中、地域経済を持続的に成長・発展させていくためには、市外からの企業誘致、市内企業の再投資を継続して支援していく必要があります。また、企業誘致に係る都市間競争が激しくなる中、競争力のある支援制度を構築していくことも求められています。

以上の理由から、条例の適用期限をなくすとともに、企業のニーズを的確に捉えた地域経済の発展に資する制度に見直すための条例改正を行います。

### 3 条例改正の概要

#### （1）適用期限の撤廃と定期的な見直し規定の追加

これまでの企業立地に関する本市への影響と今後の継続的な発展のために、条例の適用期限をなくし、施策の安定性と信頼性を高めた制度とします。

时限のない条例とすることで、企業の投資意欲を向上させ、新規立地の促進と既存事業所の流出防止を図ります。

なお、条例の内容をその時代に即した内容とするため、5年を超えない範囲で、定期的に見直しを行うことを規定します。

	改正後	改正前
適用期限	期限なし ただし5年を超えない範囲での見直しを義務付ける	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで(5年間)

##### 1 見直しの考え方

- ・ 土地区画整理事業の進歩に併せて、新たな産業用地への誘致を大きな目的としていたことから、これまで时限条例としていました。
- ・ 市外企業へ本市の企業誘致の姿勢を発信すること、また、限られた産業用地の中での市内企業の再投資を促進し市外への流出を防ぐため、时限をなくすことで、市の施策の安定性と信頼性を高めます。

##### 2 これまでの改正状況

- ・ 条例制定時は6年間の时限、以後3回の改正時は5年間の时限を設定しています。

## (2) 立地に係る奨励金の交付上限額の引き上げ

企業誘致における他自治体との競争力を維持するため、立地に係る奨励金の交付上限額を引き上げます。

奨励金	企業規模	改正後	改正前
戦略産業奨励金	大企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：投下資本額 3 億円以上（情報通信業、卸売・小売業は 5 千万円以上）</li> <li>奨励金：投下資本額の 3 % (<u>上限 10 億円</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：投下資本額 3 億円以上（情報通信業、卸売・小売業は 5 千万円以上）</li> <li>奨励金：投下資本額の 3 % (<u>上限 1 億円</u>)</li> </ul>
	中小企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：投下資本額 5 千万円以上（小規模企業は 3 千万円以上）</li> <li>奨励金：投下資本額の 13% (<u>上限 1 億円</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：投下資本額 5 千万円以上（小規模企業は 3 千万円以上）</li> <li>奨励金：投下資本額の 13% (<u>上限 5 千万円</u>)</li> </ul>
企業立地奨励金	大企業		
	中小企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：投下資本額 5 千万円以上（小規模企業は 3 千万円以上）</li> <li>奨励金：投下資本額の 10% (<u>上限 1 億円</u>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：投下資本額 5 千万円以上（小規模企業は 3 千万円以上）</li> <li>奨励金：投下資本額の 10% (<u>上限 5 千万円</u>)</li> </ul>

### 1 助成率の考え方

(1) 過去の適用事例と同様の条件の申請があった際に交付額が下がることのないよう、戦略産業奨励金については、現行の割合のまま投下資本額の 3 %とします。

### 2 交付上限額の考え方

(1) 財政収支がプラスに転じるまでの期間

固定資産税等の 5 年間の減免と奨励金の交付によって、一時的に財政的にマイナスとなった分について、6 年目以降の固定資産税等の税収入によってプラスに転じる年度の設定を、概ね 15 年程度とします。

(2) 企業の操業年数

製造業の平均年齢（業歴）は 42.1 年（民間の調査会社による調査結果 2021 年）であり、税収入により損益がプラスに転じた後、概ね 20 年以上は安定した固定資産税収入が得られる見込みです。

(3) 企業の業績による税収増

立地企業の業績が好調の場合、法人市民税による税収の増加が期待できることから、より短期間で、損益がプラスに転じることとなります。

### (3) 大規模な設備投資への支援の新設

企業の再投資の促進及び市外流出防止に向け、「家屋の新設・増設を伴わない設備投資」を支援対象に追加します。

企業規模	奨励金
大企業	・対象：投下資本額 30 億円以上 ・奨励金：投下資本額の 3 %（上限 1 億円）
中小企業 及び小規模企業	・対象：投下資本額 3 億円以上 ・奨励金：投下資本額の 3 %（上限 1 千万円）

- ※ 生産性の向上、生産の拡大、生産品の変更並びに新製品の開発及び生産を目的として、取得した償却資産のうち、機械若しくは装置を対象とします。
- ※ 申請できる企業等は、市内での事業開始後 10 年以上経過したものに限ります。
- ※ 戰略産業奨励金・企業立地奨励金との併用はできません。

#### 1 見直しの考え方

生産性の向上を支援するとともに、事業継続による市内への経済波及効果を維持することを目的として、建物の建設等を伴わない設備投資を対象に加えます。

#### 2 助成率及び交付上限額の考え方

耐用年数 10 年間の機械装置に課税される固定資産税の税額 3 年度分相当の交付額とします。

#### (4) 戦略産業の見直し

地域経済への波及効果が大きい産業として指定している戦略産業について、データセンターを追加します。

##### 1 改正の考え方

人工知能（AI）の普及でデータの処理量が増え、データセンター需要が高まっています。データセンターの立地については、直接的な効果として固定資産税等による税収等があげられますが、新たな産業用地にデータセンターが立地することで、電力網や通信インフラの整備が進み、結果として、更なる企業誘致に繋がり、地域の他の産業や市民にとってもメリットが得られる可能性が高まるところから対象として追加します。

#### (5) 一般誘致地区へ立地する際の適用要件の見直し

限られた産業用地の中で更なる企業の立地促進を図るため、市内での3年以上の事業実施期間又は敷地面積3,000m<sup>2</sup>以上という一般誘致地区での適用要件を撤廃します。

	改正後	改正前
要件	要件なし	市内で3年以上事業実施又は 敷地面積が3,000m <sup>2</sup> 以上

##### ○ 見直しの考え方

- ・ 奨励措置の適用要件として、立地する際には一定額以上の投下資本額を求めていること、特定誘致地区内の立地では面積要件はないことから、立地促進のため面積要件を撤廃します。
- ・ 市内での事業継続による貢献度が高いことを理由とした3年以上の事業継続という要件についても、企業による迅速な投資の促進を図ることを優先的に考え撤廃します。

## (6) 雇用奨励金の見直し

市民の雇用を更に促進するため、雇用奨励金の 1 人当たりの金額を増額します。また、より利用しやすい制度とするため、適用要件を緩和します。

なお、対象となる業種については、現行の条例のとおり製造業等の立地に伴う雇用とし、(3)の大規模な設備投資に伴う雇用も奨励金の対象に追加します。

	改正後	改正前
適用要件	立地日（設備の取得日）の前 6 か月以内から立地日までに市民を新たに雇用し、引き続き 1 年以上雇用した場合が対象	立地日の前後 3 か月以内に市民を新たに雇用し、引き続き 1 年以上雇用した場合が対象
対象及び 交付額	正社員 80 万円 (障がい者、高齢者雇用、就職氷河期世代※を採用した場合 20 万円加算)	正社員 40 万円 非正規社員 20 万円 (障がい者、高齢者雇用の場合 10 万円加算)
要件	大企業 1 人以上 中小企業及び小規模企業 1 人以上	大企業 15 人以上 (情報通信業、卸売業・小売業は 5 人以上) 中小企業及び小規模企業 1 人以上
上限額	1,000 万円	1,000 万円

※ 1968 年（昭和 43 年）4 月 2 日から 1988 年（昭和 63 年）4 月 1 日に生まれた者

### ○ 見直しの考え方

#### (1) 対象期間について

立地日前 3 か月から 6 か月に期間を延ばし、かつ 1 人当たりの助成額を増額することで、企業の立地及び設備投資の計画段階からの市民雇用を促します。

#### (2) 対象者について

人手不足が加速する中、正社員での雇用を一層促進するため正社員のみを対象とし、大企業についても 1 人の雇用から奨励金を交付できるよう人数要件を緩和します。

また、就職氷河期世代の正規雇用を促進するため、加算の対象に追加します。なお、対象者は、国が実施していた特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の対象に準じて、1968 年（昭和 43 年）4 月 2 日から 1988 年（昭和 63 年）4 月 1 日までに生まれた者とします。

#### (3) 補助額について

他市との競争力維持のため、1 人当たり 80 万円に引き上げます。また、障がい者等の雇用の加算を、1 人当たり 20 万円に引き上げます。

## 参考資料 雇用奨励金の改正の経緯

H17 制定	H21 制定	H25 改正	H28 改正
1人当たり 30万円 ※ 雇用日の1年前から市内に住所を有するもの	1人当たり 50万円 (障がい者雇用の場合 10万円加算) ※ 雇用日の1年前から市内に住所を有するもの	1人当たり 30万円 (障がい者雇用の場合 10万円加算) ※ 立地の日に市内に住所を有するもの	正社員1人当たり 40万円 上記以外の社員1人当たり 20万円 (障がい者・高齢者雇用の場合 10万円加算) ※ 立地の日から3か月後までに市内に住所を有するもの

### (7) 奨励措置の適用の決定の取り消し

条例適用企業が事業を撤退・休止した場合に奨励措置の適用を取り消す期間を、10年に延長します。

	改正後	改正前
要件	条例適用企業が立地又は設備投資後10年以内に事業を撤退・休止	条例適用企業が立地後5年以内に事業を撤退・休止

#### ○見直しの考え方

条例適用企業が立地後に事業を撤退・休止した場合は、本条例の目的である産業の活性化に十分に寄与しないことから、奨励措置の取り消しを行います。

より長期に渡って市内で事業を継続することを企業等に求めるため、取り消しの対象となる期間を延長します。

## (8) 各種規定の整理

これまでの条例の運用上で課題となっている事項について、規定の整理を行います。

改正内容	<ul style="list-style-type: none"><li>投下資本額に、消費税を含めないことを明記します。</li><li>神奈川県が企業の立地や設備投資促進を目的として交付する補助金について、奨励措置の適用要件である投下資本額に含めることを明示します。</li><li>奨励金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を交付することを明記します。</li></ul>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ○消費税の取り扱いについて

#### ・見直しの考え方

企業支援に係る既存の補助金は、消費税を補助の対象外としていることの整合性を図るために対象外とします。

### ○神奈川県の補助金（セレクト神奈川ネクスト）について

#### ・見直しの考え方

神奈川県の補助金を投下資本額に含めている県内自治体との競争力維持を図るとともに、神奈川県とより一層連携して立地等の促進をするため、本市においても投下資本額に含めることを明示します。

### ○奨励金に端数が生じた場合の処理について

#### ・見直しの考え方

企業支援に係る既存の補助金は、1,000 円未満の端数切り捨てた額を交付としていることの整合性を図ります。

## 4 条例の施行日

令和 8 年 4 月 1 日（予定）

## 5 その他（経過措置）

改正後の奨励措置は、令和 8 年 4 月 1 日以後に立地に係る工事に着手し、又は設備投資を行う企業等について適用し、令和 8 年 4 月 1 日前に立地に係る工事に着手し、又は設備投資を行った企業等については、改正前の規定を適用します。

## 6 改正に向けたスケジュール

令和7年3月まで	企業立地経済波及効果調査業務による分析（条例適用企業へのアンケート調査、ヒアリング、産業連関表を用いた分析）
令和7年4月から10月まで	市民参加手続等 (1) 産業振興推進委員会 (4月24日、7月2日) (2) 産業・商業意識調査 (5月1日から6月30日まで) (3) あつぎタウンミーティング（企業編） (5月30日) (4) パブリックコメント (9月1日から10月1日まで)
令和7年12月	条例案を市議会に提案
令和8年4月1日	条例施行